五　交付事務の適正かつ確実な実施に必要な人員を配置すること。
六　秘密の保持に関する適切な措置を講ずることとしていること。
七　法第二十一条第一項の帳簿並びに同条第二項の申請書及び書類を適切に管理する措置を講ずることとしていること。

（帳簿）

第四十五条　法第二十一条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　申請を受けた年月日
三　申請に係る特定第一種水産動植物等の名称及び数量又は重量
四　適法漁獲等証明書の交付を行った年月日及び当該適法漁獲等証明書の番号
2　指定交付機関は、特定第一種水産動植物等の種類ごとに法第二十一条第一項の帳簿を作成するとともに、各年度ごとに閉鎖し、閉鎖の時から三年間保存するものとする。
3　前項に規定する保存は、電磁的記録媒体により行うことができる。

（新設）

（申請書等の保存）

第四十六条　法第二十一条第二項の規定による申請書及び書類の保存は、申請の日から、当該日の属する年度の翌年度から起算して三年を経過する日までの間、行うものとする。

（新設）

（交付事務の休廃止）

第四十七条　法第二十六条の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出して行うものとする。
一　休止し、又は廃止しようとする交付事務の範囲
二　交付事務を休止し、又は廃止しようとする年月日
三　交付事務を休止しようとする場合にあっては、その期間
四　休止又は廃止の理由
五　業務の引継ぎに関する事項

（新設）

（交付事務の引継ぎ）

第四十八条　指定交付機関は、法第二十八条に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。
一　交付事務を農林水産大臣に引き継ぐこと。
二　交付事務に関する帳簿及び書類を農林水産大臣に引き継ぐこと。
三　その他農林水産大臣が必要と認める事項

第三章　特定第二種水産動植物等に関する規制

（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）

第四十九条　法第三十一条の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船（以下この条において「採捕漁船」という。）が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。）の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを、当該特定第二

（新設）

（特定第二種水産動植物等の輸入に際して添付する書類）

第二十五条　法第十一条の農林水産省令で定める書類は、当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船（以下この条において「採捕漁船」という。）が漁業の用に供される際に必要とされる当該採捕漁船の旗国（海洋法に関する国際連合条約第九十一条2に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。以下この条において同じ。）の効力を有する漁業に係る許可を有していること及び当該特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が沿岸国の主権又は管轄権の下にある水域で採捕されたものである場合にあっては当該沿岸国の決定した水産資源の適切な保存及び管理のための措置に違反して採捕されたものではないことを、当該特定第二種